

特別養護老人ホーム優先入所指針とは

市内の老人福祉施設で構成する仙台市老人福祉施設協議会と、仙台市は、共同で、「特別養護老人ホーム優先入所指針」を作成しております。この指針では、入所の必要性について要介護度や認知症の程度、介護者の状況等の基準(下記参照)に基づいて点数化し、原則点数の高い方から入所して頂く仕組みを定めています。

この指針に基づいて入所決定が行われることで、入所の必要性が高い方から入所できるだけでなく、入所決定過程の透明性・公平性が確保され、入所決定に係る市民の皆さまの不安の解消に役立つものと考えております。

なお、平成 27 年 4 月 1 日以降、新たな入所は原則要介護 3 以上の方に限定されますが、要介護 1 又は 2 の方であっても、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難と認められる場合は、特例的に入所が認められます。(以下「特例入所」という。)

優先入所の基準

次の要因ごとに、申込者の状況を点数化し、100 点満点で合計点数の高い方から優先して入所できます。

(1)本人の状況	40 点満点	要介護度により点数化。 要介護度 5 (40 点) ~ 要介護度 3 (30 点)。ただし認知症による加算あり。 特例入所の場合は、特例入所の要件及び要介護度により 30 点 ~ 20 点
(2)介護者の状況	30 点満点	介護者がいない場合は 30 点。 介護者がいる場合は、主たる介護者の身体・就労・年齢状況により 30 点 ~ 5 点
(3)その他の個別事情	30 点満点	施設ごとに、申込者が置かれている状況等を勘案し、配点を定めます。

(1)と(2)は各施設共通の基準、(3)は各施設でそれぞれ基準を設定しています。

特例入所の要件

平成 27 年 4 月 1 日以降、新たに入所する方で、要介護 1 又は 2 の方は次のいずれかの要件に該当することが必要となります。

- 認知症であることにより、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態である。
(認知症高齢者の日常生活自立度判定基準:Ⅲa 以上の方)
- 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態である。
(認知症高齢者の日常生活自立度判定基準:Ⅲa 以上の方)
- 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態である。
- 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないことにより、在宅生活が困難な状態である。